附　則

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中公職選挙法施行令第一条の二第一項の改正規定（「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改める部分を除く。）　公布の日

二　第一条の規定　令和八年四月一日

総務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百三十八号

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第七号中「千葉県千葉市及び成田市」を「千葉県」に、「並びに」を「及び」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百三十九号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表新潟都心地域の項の次に次のように加える。

金沢駅東地域	金沢市の区域のうち、第一号(1)に掲げる地点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域 一　次に掲げる地点を順次結んだ線 (1)　北緯三六度三四分五三秒・八七東経一三六度三九分八秒・二八の地点 (2)　北緯三六度三四分五五秒・一三東経一三六度三九分六秒・三一の地点 (3)　北緯三六度三四分五五秒・一三東経一三六度三九分六秒・三一の地点 二　西日本旅客鉄道北陸新幹線の中心線 三　県道主要地方道金沢港線の中心線 四　県道金沢停車場南線の中心線 五　市道本町二丁目線七号線の中心線 六　市道準幹線五百十四号本町・白菊線の中心線 七　県道主要地方道金沢停車場線の西側端線から八十メートル外側の線 八　市道一級幹線百十九号金沢駅通り線の西側端線から八十メートル外側の線 九　県道主要地方道金沢停車場線の西側端線から八十メートル外側の線 十　市道武蔵町線十四号線の中心線 十一　市道武蔵町線六号線の中心線 十二　市道武蔵町線十七号線の中心線 十三　市道武蔵町線八号線の中心線 十四　市道武蔵町線十六号線の中心線 十五　市道武蔵町線九号線の中心線 十六　市道高岡町線十四号線の中心線 十七　市道高岡町線十五号線の中心線 十八　市道香林坊二丁目線八号線の中心線 十九　北緯三六度三三分五五秒・〇五東経一三六度三九分一一秒・五三の地点と北緯三六度三三分五五秒・八二東経一三六度三九分八秒・七六の地点とを結んだ線 二十　市道香林坊二丁目線七号線の中心線 二十一　市道香林坊二丁目線六号線の中心線 二十二　市道香林坊二丁目線四号線の中心線 二十三　市道二級幹線三百十一号武蔵・片町線の中心線 二十四　市道片町二丁目線九号線の中心線 二十五　次に掲げる地点を順次結んだ線 (1)　北緯三六度三三分三七秒・四七東経一三六度三九分六秒・七九の地点 (2)　北緯三六度三三分三九秒・二〇東経一三六度三九分四秒・八五の地点 (3)　北緯三六度三三分四〇秒・七七東経一三六度三九分三秒・七九の地点 (4)　北緯三六度三三分三九秒・八五東経一三六度三九分二秒・〇九の地点 (5)　北緯三六度三三分三九秒・〇五東経一三六度三九分一秒・六四の地点 (6)　北緯三六度三三分三七秒・八〇東経一三六度三九分一秒・七四の地点 二十六　市道片町二丁目線十八号線の中心線 二十七　市道片町二丁目線十九号線の中心線 二十八　市道片町二丁目線二十号線の中心線 二十九　市道片町二丁目線十二号線の西側端線 三十　市道片町一丁目線十一号線の西側端線 三十一　市道片町一丁目線十号線の中心線 三十二　次に掲げる地点を順次結んだ線 (1)　北緯三六度三三分三二秒・三五東経一三六度三九分八秒・〇八の地点 (2)　北緯三六度三三分三〇秒・二五東経一三六度三九分一〇秒・四六の地点 (3)　北緯三六度三三分三二秒・〇〇東経一三六度三九分一二秒・七七の地点 (4)　北緯三六度三三分三四秒・一一東経一三六度三九分一〇秒・三九の地点